

## 江戸末期における関手永大平村の農民生活

神崎 信博

はじめに

一 江戸末期の大平村

二 庄屋給値上げの嘆願

三 大平村の零落をめぐる問題

おわりに

はじめに

肥後領豊後国海部郡関手永大平村は、佐賀関半島縦木分水嶺の北側別府灣ぞいに位置する、いづれも狭小な東西二つの谷間にひらけた今もかわらぬ極く小さな農村である。

海部郡（後の関手永）が大分・直入郡の一部と一緒に肥後領分に組み入れられたのは、慶長六年（一六〇一）二月のことである。

すなわち、加藤清正は関が原戦後家康から封ぜられた肥後五二万二〇〇〇石（よくいわれる肥後五四万石の表高は慶長九年の江戸幕府による検地により確定した<sup>(1)</sup>）の内、天草郡四万二〇〇〇〇石の領有はこれを拒み、代りに天草全島とほぼ見合う

豊後三郡（大分・直入・海部）の一部を所望し、交換してもらった。

この結果、海部郡大平村は肥後太守加藤氏の治めるところとなったわけである。

ついで同村は寛永九年（一六三二）十二月、同氏の跡を踏襲して肥後五四方石の藩主となった細川氏の支配の下に、明治二年六月まで終始肥後領としての歴史を展開していった。

その間、加藤氏時代を入れると二六八年の長きにわたっている。

この稿でとり上げる「江戸末期における関手永大平村の農民生活」は、同村の旧庄屋を任じた大平家の子孫大平憲一氏宅に残る多数の文書の中から、「関手永大平村人畜一紙帳」・「乍恐御内意奉願覚」・「関手永大平村零落立直願書扣帳」など数点の文書を通してまとめてみたものであるが、なにごん不勉強極まる筆者のことゆえ、史料解釈の誤り等先輩各位の御指摘を得られれば幸甚である。

注 (1) 森田誠一著「熊本県の歴史」一六七頁

### 一 江戸末期の大平村

佐賀関平島のはぼ中央部、旧愛媛街道沿いにある関手永大平村は、東谷・西谷の二つの浅く狭隘な谷と谷口からなる自然村である。

江戸時代の大平村は東谷・津留（東谷口）・西谷・キバが原（西谷口）の四部落に分れており、庄屋の家は西谷の一番奥深いところにあつた。

嘉永五年（一八五二）の「関手永大平村人畜一紙帳 子十月」<sup>(1)</sup>をみると、大平村の江戸末期における概要がはばわかる。すなはち同文書には、

嘉永五年子十月廿一日相達

一、男女三百八拾四人内男百八拾七人 御百姓人数  
女百九拾七人

男女百七拾五人内男七拾六人 女九拾九人 六拾歳以下拾五歳以上

男女百九拾九人内男百貳人 女九拾七人 六拾歳以上拾五歳以下

男八人 諸職人

男女貳人 御郡筒妻子

外二

一、男老入 御郡筒 大平三郎右衛門

一、同老入 御惣庄屋衆直触 直右衛門

一、牛馬五拾四疋内男牛四疋 女牛四十七疋 馱馬三疋

右者関手永大平村人畜一紙御帳相違無御座、相伺御達申上候、以上、

嘉永五年十月 大平村庄屋 大平三郎右衛門

岡松作右衛門殿

とある。受信者岡松作右衛門は当時関手永の惣庄屋を務めていた人物である。

また、天保十三年（一八四二）の「関手永大平村御年貢通御帳」によれば、当時の大平村は本方・古新地・御郡方新地合  
わせて総高一〇八、二三七三石となっている。

これらの史料を総合してみると、つぎのようにまとめることができる。

江戸末期における大平村は総高百八石二斗三升七合三勺（表高に比べ四石余の増）で、その田畑畝数合わせて六町(2)という

小高の村（次表）である。嘉永五年段階の総人口は庄屋で郡筒（後述）を兼帯した大平三郎右衛門・惣庄屋衆直触直右衛門の兩人（二人は『村人数放れ』である）を入れて三八六人を数えている。この中、全人口の四割五分強を生産年齢人口（六才以下一五才以上）でしめている。

関手永二二か村の表高

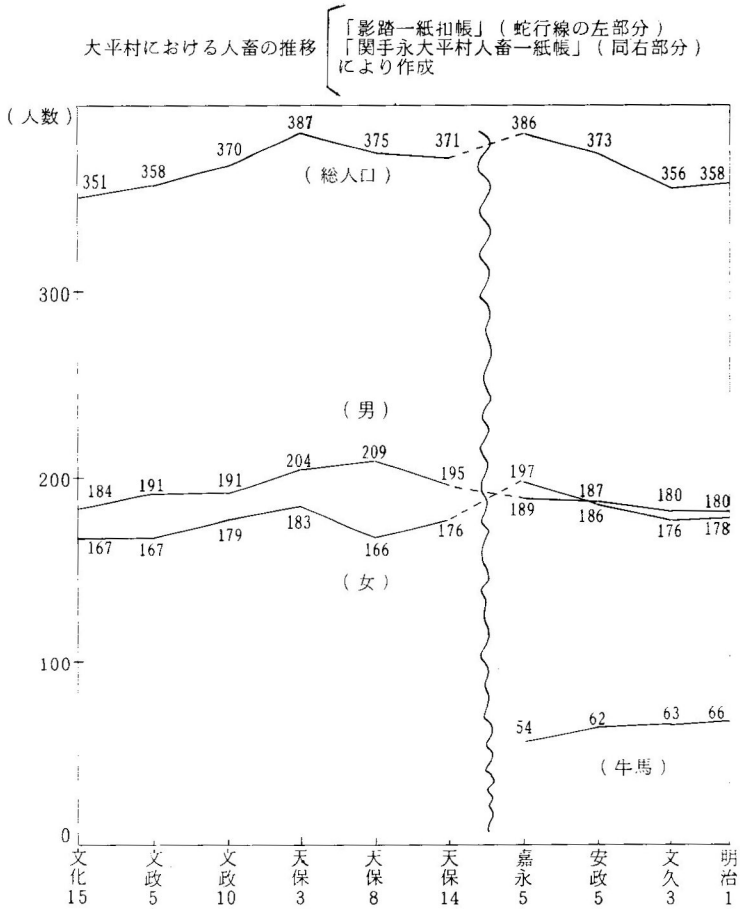
村	石高	村	石高
大西村	八八石余	細村	一四石余
北村	一〇九石余	木佐上村	八六七石余
政所村	三四二石余	大平村	一〇四石余
竹下村	二一一石余	古宮村	九二石余
市村	六八七石余	白木村	六九石余
上野村	九六二石余	一尺屋村	一一七石余
角子原村	二〇六石余	神崎村	六三六石余
横田村	二二〇石余	大志生木村	一〇八石余
浜村	一七六石余	小志生木村	三八石余
城ヶ原村	二三八石余	関村	一七一石余
木田村	八〇九石余	田浦村	三四石余
計		二二か村	七五四一石四斗二升六合

牛馬は農民にとってその作業に欠かせないものであるが、大平村には五拾四疋（内駄馬三疋）の牛馬がいた。これを当時の同村の戸数約七三戸(3)に比較するとき、〇・七四戸に一疋という割合になる。

なお、牛馬の数は時代が下るほどわずかではあるが増加している。



ここで大平村の文化一五年（一八一八）から文久三年（一八六三）までの総人口・男女別人口・牛馬数を示せば、次表のとおりである。



大平村は関手永二二か村<sup>4)</sup>の中でも非常に小さく後進性の強い村で、それだけに階層分化もにぶく百姓以外の階層は村役人など二人を除き、わずかに諸職人八人（これも御百姓人数の中には入っているが）という社会経済的状況である。この傾向は明治の時代をむかえるまでかわらないようである。因に煩わしいようであるが、いま文久三年の「人畜一紙御帳」をここに書きだしてみる。

一、男女三百五拾壹人内男百七十五人御百姓人数

内

男女百八拾九人内男八十三人六十才以下十五才以上  
女百六人  
男女百五十四人内男八十四人六十才以上十五才以下  
女七十八人

男八人 諸職人

外二

一、男壹人

御郡筒 大平三郎右衛門

一、同壹人

右 同 長浜彦右衛門

一、同壹人

右 同 一宮八郎右衛門

一、同壹人

右 同 原 勘右衛門

一、同壹人

御惣庄屋衆直触 滝川弥之吉

一、牛馬六十壹疋内

男牛壹疋  
女牛五十七疋  
馬三疋

右者関手永大平村人畜一紙御帳相違無御座相調、御達申上候、以上、

文久三年亥十月

大平村庄屋  
大平三郎右衛門

岡松作右衛門殿

ところで、肥後領といえはいわゆる金納郷士制の行なわれたことで知られている。

大平村でも嘉永五年の時点で「郡筒」・「惣庄屋直触」がそれぞれ一人づつ、これが文久三年をむかえると前者が四人、後者が一人となっている（前掲文書）。

嘉永年間の郡筒一人は村庄屋大平三郎右衛門で、文久三年のそれは三郎右衛門の外に長浜彦右衛門・一宮八郎右衛門・原勘右衛門の三人が新に登用されている。

また、嘉永の直右衛門は「無苗惣庄屋直触」であるが、文久の滝川弥之吉は「苗字御免惣庄屋直触」である。

そもそも「郷士制の表面的理由は軍事力の温存にあったが本質的なねらいは旧勢力を農村に定着させ、かれらを身分的に農民からひきはなし、その在郷勢力を藩側へひきよせることにあった。かれらは惣庄屋らとともに支配機構の末端に組み入れられ、平時は一揆防止の警察的役割を果たしたのである。ところが近世中期以降、各藩とも財政が窮迫してくると、金品を寄付（寸志）させてその褒賞として苗字帯刀を許すこと<sup>(5)</sup>になった。これがいわゆる金納郷士制である。したがって、金納郷士そのものはすべての藩にみられる現象といわれる。

ところが、肥後藩のそれは非常に複雑・多様な金納郷士制であるために、水戸藩とともに他藩にまったく類例をみないものであるとされている。江戸末期の万書留帳である「久細録<sup>(6)</sup>」に、

今度唐船御用心<sup>(7)</sup>附、寸志差上御郡筒多数出来申候、

右被仰附候者嘉永四年<sup>(8)</sup>四月七日<sup>(9)</sup>而候、佐賀関大佐井まで人数先年より御座候分共<sup>(10)</sup>同キ九月三日<sup>(11)</sup>迄<sup>(12)</sup>百四<sup>(13)</sup>相成、右之通御印置、

嘉永四年<sup>(14)</sup> 辛亥 九月

と記録してあるところをみると、関手永では嘉永年間に「郡筒」の急激な増加のあったことが知られる。

「久細録」にはまた、「御郡筒出来ニ附当松迫谷だに<sup>(マ)</sup>ヶ迫へ、てつほふうちばの家を作る、槇子山ニまと懸り申候、于時嘉永七年<sup>寅</sup>三月下旬」とある。

こうした史料をみると、嘉永六年の黒船来航を中心にした対外情勢の緊張と藩財政の窮迫という肥後藩にとっても内外ともに多難な幕末の政局をむかえて、一方では異国船警備のための予備軍を養成しながら、他方ではいきづまった財政の緩和をすすめるため、有力農・商民の寸志上納による十分取立てが藩の政策として幕末期に本格的にすすめられたといえよう。ところで、土地の人が俗に「金上げ士族」と呼んでいる金納郷士の実体がどんなものであったのか、「一領一疋」にまでなり上がった木佐上村（犬平村の西南約三キロ）の佐藤勝助の場合を調べてみると「佐藤勝助方ハ文化年中勝助祖父御惣庄屋直触・名字御免ニ相成、其後文政年中右祖父太郎左衛門又；寸志さし上御郡代直触ニ相成文政年中死去、後年勝助又；寸志差上新せき<sup>(進カ)</sup>致地士に相成、其後安政六年又；寸志さし上一りやう一疋ニ相成、時安政六<sup>未</sup>四月被仰附候」<sup>(8)</sup>である。

すなわち、佐藤太郎左衛門祖父は文化年中から安政六年に到るまでの間に、名字御免御惣庄屋直触——御郡代直触——地士（侍）——一領一疋へと進席していったわけである。勿論その間には親の資格相続（継目寸志）があつたものと推測される。

なお、こうした△一領一疋▽や△郡筒▽などを含む金納郷士の処遇が一体どのようなものであつたのか等の問題については、熊本大学の森田誠一氏編「肥後細川藩の研究」に詳しいので、そちらを見ていただきたい。

注(1)大平憲一氏所蔵文書、以下特に注のない文書はこれによる。

(2)「関手永高人畜等略手鑑」（佐賀関永昌館蔵）

(3)同右などの文書から算出した。

(4)天保九年（一八三八）の「御巡見様御通行ニ付御用人間役手鑑」（戸次左近氏所蔵文書）によれば、関手永について

次のように説明している。

一、手永内高・免・人畜等被成御尋候ハハ、左之通可申達事

田畑六百三拾六町八反程

高七千五百四拾壹石程

物成三千五石程

免五ツ三分程

田四百貳町八反程

畑貳百三拾四町程

竈三千七百貳拾貳軒

人数壹万九千六百拾六人

男壹万六人

女九千六百拾人

牛馬貳千百四拾貳疋

牛千五百五拾四疋

馬五百八拾八疋

(5) 森田誠一著「熊本県の歴史」一九八頁

(6) 関手永西木佐上村岩下の戸次氏が数代にわたって記録した江戸時代のいわば「万書留帳」で、表に

「秘書

久細録

## 木岩別木姓

とある。元來この種のもものが三十冊あつたが、今はその中の一冊しか残っていない。

(7)前掲「熊本県の歴史」二二九頁

(8)前掲「久細録」

## 二 庄屋給値上げの嘆願

細川藩の手永では「惣庄屋・御山支配役・手付横目を手永三役と称した。このうち御山支配役は郷士身分の諸役人段だんから任命され、年一五俵の切米が支給された。手付横目は郡中取締りにあたり、のちには唐物とうぶつ抜荷改方はらひかた(密輸取締り)を兼帯した。郷士身分の一領一疋から任命されて在勤中は諸役人段だん扱い」であつた。

前後することになるが、手永三役の首座惣庄屋には最高一五〇石、最低二十石の知行を給した。なかでも、三十石と二十石の惣庄屋が全惣庄屋の九一・八%をしめたといわれる。これを豊後国に限っていうならば、鶴崎管内三人の惣庄屋分を合あわせて七〇石、野津原関係は二人で五〇石であつた。<sup>2)</sup>

一手永内の村数はだいたい二、三十村がふつうである(関手永は二二村)。

村には庄屋(小庄屋)・組頭・村横目(他藩の百姓代にかわる役)・頭百姓・山之口(藩有山林の管理)などがいて、村政にたずさわつた。<sup>3)</sup>

関手永内佐賀郷の庄屋は「御郡筒出来候迄ハ村ノ庄屋わきさし志本むめいニ而候」であつたし、一頭百姓小わきざし御免ニ而相成候者時天保年ニ而候、関手永ニ而ハ先年より無数なり、在中頭百姓ニ而町家ハ町頭小わきざし御免ニ而相なり候、以上、為年之久細録ニ入置、此時代方頭百姓ニ町頭小わきざし御免始なり」であつた。<sup>4)</sup>

また、これは佐賀郷木佐上村のことであるが、「是适当村へ老人村横目御座候処、村横目安政五年午十二月さしのぞけら

れ候、よく安政六年未正月上旬右之人（東木佐上村七左衛門）共頭百姓と被仰附候而、年々札式拾目役料也」というように上からの任免はもとより、同じ村内でも「岡八右衛門村横目役致候処、庄屋勇平殿右横目役引上岩下四郎助ニ横目役を為致候<sup>7)</sup>」。その内幕はといえば「八右衛門頭百姓致居候間、ぬきんで、東村（東木佐上村）を取たてし者八右衛門ニ而候、左候らへ、勇平殿其弁もなく金銭にかたむき横目役を引上わきへいづる」というような工作が行なわれている。

さて、村方役人の長である庄屋の俸禄（庄屋給）がその村の規模や藩政にかかわる役割などによって異なってくることは当然であるが、関手永大平村の場合庄屋給は一体どれほどであったのか、「天保三年分 関手永大平村御年貢通御帳 明<sup>9)</sup>七月」をもとに見てみよう。

高百弍石八斗五升弍合三勺 大平村本方

一、御物成三拾四石六斗三升九合八勺九才

高ニ三ッ三分六朱七厘九毛弍弗

高三石四斗弍升

一、御物成壹石三斗壹升六合七勺 古新地

高ニ三ッ八分六厘

高壹石九斗六升五合

一、御物成八斗九升九合五勺八才 御郡方新地

高ニ四ッ五分七朱八厘

御物成合三拾六石八斗五升六合壹勺七才

弍升七合壹勺

在蔵床

内壹斗五升四合弍勺八才 小庄屋給

合壹斗八升壹合三勺八才

残三拾六石六斗七升四合七勺九才

(以下略、全文は注⑨)

右の史料によれば、大平村は総高一〇八、二三七三石(本方・古新地・御郡方新地の各高を総合した石高)に対し、物成(年貢)の合計が三六、八五六一七石となっている。その中で〇、一五四二八石は小庄屋給として、とりたてた年貢のなから差引きを認められている。

いま、小庄屋給を大平村本方に入れてその高を算出すると、高〇、四五八石余になる。つまり、ときの庄屋大平貞助は高に換算して四斗五升八合余、給米一斗五升四合式勺八才の支給をうけていたことになるわけである。<sup>(10)</sup>

庄屋にとって一斗五升四合余の庄屋給は決して満足のゆくものではないが、肥後領の庄屋はふつう郷士である場合が多く、大平村庄屋大平貞助も八郡筒<sup>(12)</sup>を兼帯していたためにそれ相当の報酬があり、八御赦免開<sup>(13)</sup>の踏襲というような恩典にもあらずかったものと考えられる。したがって、大平貞助が始めて庄屋に任命された天保二年(一八三一)の当初は「相当之給米等被下置候<sup>(14)</sup>ニ付、御影を以從類育方仕難有奉存候」(後述)であった。

ところが、その後「天保八<sup>(15)</sup>年ノ夏、米壹俵代拾四貫三百文致候……中略……其前文政年中ニハ米壹俵代壹貫八百五拾文致候事も御座在候、此節ハ節季酒壹升ニ付九拾文ニ而取候、其後天保年中ニ者酒壹升ニ付四百廿文致候時も御座在<sup>(14)</sup>一というように、天保期以来異常な諸物価の高騰時代をむかえることになった。

にもかかわらず、庄屋給をはじめ庄屋に附帯する種々の恩典はそのまま据え置かれたから庄屋大平貞助にとって問題は一層深刻であったと考えられる。

もちろんこれは大平村庄屋大平貞助一人の背負った生活苦であるはずもなく(小前百姓のそれについては後述)周辺の庄屋とりわけ小村の庄屋共通のそれであったといえよう。



そこで、大平村以下八カ村六人の庄屋が連印して当時の惣庄屋岡松幸助に対し次のような嘆願をしたのである。

忤恐御内意奉願覚

私共儀數年庄屋役被仰付相当之給米等被下置候ニ付、御影を以從類育方仕難有奉存候、然処近年諸色一統高直ニ相成候ニ付而ハ平日諸入用之筆・紙・墨等迄直上リニ相成候ニ付、是迄被下置候紙墨料ニ不足仕其外之儀茂右ニ准シ申候間、小身之者ニ而平日立行ニ極ハ難波仕候、右ニ付御先役様御代御内意奉願置候儀も御座候、尤御手永之内大在郷之儀者以前御別段を以増給等茂被渡下由、佐賀郷之儀者高不相應竈數并人畜等ハ少ク御座候へ共、高持之者多、夫故村高太ク御座候ニ付、夫丈給米等多ク御座候、兩郷共ニ右之通ニ而日役共心能役方勤上申候、小村在之儀ハ兼ク御見聞之通諸給米協方ニ見合せ候得者余程相減、竈・人畜等ハ高不相應ニ余計ニ有之、夫故平日迎も諸出入筋等多打懸居候程之儀ニ而極ハ難波仕、殊ニ以前ニ見合せ候得者諸御用等も倍增程ニ御座候ニ付旁以難波仕候、尤私共之内兼勤等被仰付置候者ハ、夫丈給米等相増居申候得共、長日兼勤可被仰付様無御座、一ヶ村限り引除申候得者、何れも同様之儀ニ御座候ニ付、只今通ニ而者何分役方も相勤り兼申候程之儀ニ而御座候、依之恐多ク奉願儀ニ御座候得共、小村在村ハ御會所願出ニ相成申候、村備利促之内ハ相当之御心付年ハ共ニ定規御極ハ被為拜領被下候様奉願上候、尤大平村之儀ハ右村備無御座候ニ付、如何様卒御仕法を以脇村同様被仰付被下候様重疊奉願候、左候ハハ弥以諸御用ニ而入念勤上ヶ村方取締筋者不及申上、小前之者江も心能申談諸事行届候様仕度奉存候、左候ハハ御陰を以從類育方も心能仕可申候間、何卒御仁恵之筋を以宜敷被為仰付可被下奉願候、若其儀難被為叶御儀ニ御座候ハハ、当秋新米出来之上右備米之内ハ志人前式拾俵宛無利足ニ而二十ヶ年賦返納拜借被仰付被下候様、重疊被為成御余談可被下奉願候、為其忤恐私共連印之覚書を以御内意申上候、以上、

弘化三年八月

関手永大平村庄屋

大平貞助

大志生木村庄屋

嘉兵衛

小志生木村庄屋  
 古宮村 権兵衛  
 関村庄屋  
 松尾弥次右衛門  
 白木村庄屋  
 田浦村 姫野寿八  
 一尺屋村庄屋  
 渡辺儀右衛門

岡松宰助殿

要するに、近年（天保・弘化時代）のような物価高では平日入用の紙墨料にまで不足をきたすしまつでたいへん生活に困っております。同じ手永内でも大在郷の庄屋に対しては特別の増給が行なわれたようだし、佐賀郷もかなりの村高ゆえそれ相應の給米の支給をこれまでほうけてきた。しかし、同じ郷内でも小村在の庄屋は脇に比べ給米も少なくそれでいて高不相応の家・人畜をかかえているため、それだけ争いごとも多いと彼等庄屋の窮状を訴えた後で、次のような要求を願ひ出ているわけである。つまり村備利息の内からある一定の心付を年々支給してほしい。それができなければ、この秋新米を村備に入れ替えた段階で備米のうちから一人前二〇俵・無利息・二〇か年賦返納にしてくれというのである。

弘化三年（一八四六）八月付で庄屋連印の覚書を以てしたこの要求はその後うけ入れられたかというところ、そうではなく同年十一月再度書付を以て同様の願ひ出をしている。

その中に「今以御様子相分不申候ニ付、乍恐尚又奉願上候」、  
 「是迄御先役様江先役共々追々御内意も奉願候得共、何之御様子も無御座押移居申候」とあるから、この件は容易には解決しなかつたものと思われる。

以後の経過については何の史料もないので結果がどうなったのか定かでない。

なお、大在郷の庄屋に對しどうして特別の増給処置が講じられたのか不明であるが、これは今後の課題として残したい。

注(1)森田誠一著「熊本県の歴史」一九六頁

(2)同氏編「肥後細川藩の研究」一二六頁、第9表

(3)管見の史料では、村方役人は一定することなく村により時代によって多少の相違がみられる。

(4)「久細録」

(5)同右

(6)同右

(7)同右

(8)同右

(9)参考のため「大平文書」により内容の全文を次にかかげる。

高百式石八斗五升式合三勺 大平村本方

一、御物成三拾四石六斗三升五合八勺九才

高ニ三ッ三分六朱五厘九毛式弗

高三石四斗式升 古新地

一、御物成壹石三斗壹升六合七勺

高ニ三ッ八分六厘

高壹石九斗六升五合 御郡方新地

一、御物成八斗九升九合五勺八才

高二四ツ五分七朱八厘

御物成合三拾六石八斗五升六合壹勺七才

式升七合壹勺

在蔵床

内壹斗五升四合式勺八才

小庄屋給

合壹斗八升壹合三勺八才

殘三拾六石六斗七升四合七勺九才

一、米三石三斗六升三合式勺三才 三ノ口千石水夫米増共

一、同四斗五升壹合式勺三才 一年敵物

一、同三升九合六勺 反懸米

一、同式升式合六勺五才 在蔵床起敵米

一、同式升五合 御藪開徳米

一、同式石五斗四升三合壹才 上ケ米増運上共

一、同壹石五斗五升壹合六勺六才 本方新地方壹歩半

一、式斗三升九合九勺四才 荒地起米

一、同九升八合五勺八才 右同断

一、壹石八斗三升四合七勺五才 諸出米

一、同式斗式升八合 浦惣代小頭給

一、同四斗六合六勺七才 文政八御山改開明敵物徳米

一、同六合

水車床

合四拾七石五斗貳升五勺八才

内

壹石六斗壹升壹合

帳書紙墨料

貳石六斗四升六合三勺七才

利境過

残而四拾三石貳斗六升三合貳勺壹才

内拂

貳斗壹升五合  
此扱四斗三升 御囲扱上納

壹石六斗八合

利境後水夫請扶持米ニ而入

壹石九斗八升四合

右同断

拾六石壹斗

御会所拂

三斗五升  
此粟七斗

岡松孫左衛門殿方入

壹石五升

阿部源次殿方入

壹石七斗五升

阿部久和太殿方入

壹石五升

代錢上納

代百三拾三匁七分五厘八毛

三斗五升

新助方入

三斗四升五才

村横目給米  
大志生木村方入

壹斗五升貳合四勺

右同  
小志生木村方入

拂合式拾四石九斗四升九合四勺五才

残拾八石三斗老升三合七勺六才

拾老石五斗五升

箱請米

内老石七斗五升

御延米奉願候分

五石老升三合七勺六才

水夫請米

内

拾老石五斗五升

箱代米切手差継

九石八斗六升八合

水夫米差継

差引過

三石老斗四合式勺四才

会所預り

右者天保三年分御年貢上納少シ茂無滞相濟候、仍而無相違處之返号、如件、

天保三年分明ル七月

岡松孫左衛門

(黒印)  
(花押)

大平貞助殿

注(10)  $0.15428石 \div 0.336792 = 0.4580868石$

(11) 前掲『熊本県の歴史』によると「庄屋・頭百姓・村横目・山之口などは永年勤続で百姓から郷士層に組みいれられる、いわゆる年功郷士制がとられている」ということである。

(12) 「影踏一紙扣帳」

(13) 「大平文書」

(14) 「久細録」



但錢六百目奉願候、  
西谷數六枚三拾貳番  
元壹反壹畝六步之内

大平村  
同人  
同村

一、中田五畝拾八步

惣兵衛

但壹貫目 奉願候、

錢合三貫貳百目

右之者共近年不作之末病員相重、才覚之手段も無御座ニ付、御年貢不納仕居申候ニ付、本新之地方此節御買上奉願、錢都合三貫貳百目拝借仕度段願出申候ニ付、相糺方申候處相違之儀無御座候間、何れ之御銀之内ニ而も御買上被仰付可被下候、為其覚書を以奉願候、以上、

天保十五年三月

大平貞助

岡松宰助殿

ただでさえ苦しい生活を強いられる江戸時代の農民にとって、不作につづく病氣は万歳や惣兵衛のような小前の百姓をして塗炭の苦しみをなめさせることになる。

六年後嘉永三年（一八五〇）の不作のときは、人命つなぎがたきため「かづね・つわ・ところ・いびら・すびら・はくり・たぶのは・ねこさゝのみ・うしのしたい・馬のしたい・ふつ・はなぶつ・くさぎ・わらびのね・むぎぬか・こぬか其外品々をとり」<sup>(1)</sup>人命をどうにかとりとめたということである。もっとも、嘉永三年は一七九年来の凶作であったと記されているが。

さて、万歳や惣兵衛のように「組合之内不納之者有之候得ハ、互一銘、迷惑村中之難題ニ相成」<sup>(2)</sup>るわけで、正にこれは村の零落を意味した。さりとて村庄屋大平貞助にして生屋拾値上げの嘆願にでるほど村の生活は逼迫しており、祈詮手のほ



どこしやもなく村方支配の最高責任者として庄屋貞助はことの次第を糾明した上で、万蔵・惣兵衛の申出どおり兩人の田畑合わせて一反四畝一八歩を質地に、銭三貫二〇〇目の拝借を惣庄屋へ願ひ出たのである。

ところで、前の史料にみえる△地推新野開▽のことであるが、例の『手鑑』によれば「地推之儀御尋被成候ハハ、田畑見△帳本地・新地・別番ニ而有之候処、地免之境狂候而ハ難相成、弁利之ため本地・新地押通順番ニ仕立候迄ニ而、田畑間數改不申、高・物成ニ拘リ不申段、可申達事」としている。しかし別の史料によると「御國中(肥後国)地御改有、天保四年よりはしめ同八年ニわ開そへ上納五ヶ年分出申候、西木佐上村ハ酉(天保八年)十二月三日ニ取立申候、」となっていて、これも農民にとって思わぬ負担であったといえよう。

記述をだいぶ錯綜させてしまったが、先の万蔵たちの質地銭拝借願ひはその後どう展開していったのであろうか、視点を万蔵においてその後の経過を追ってみよう。

万蔵は同じ天保十五年(一八四四)四月、庄屋大平貞助を保障人として彼の持地田畑合せて九畝(既出の覚書)を担保に、銭貳貫貳百目を拝借するため質地證文をいれた。

證文の中で「右之田畑(本方・御郡方新地・地推野開田畑合九畝)今度御用銭之内ニ而御買上被仰付、請寄之質ニ召置質・銭七拾文・銭貳貫貳百目請取御年貢方へ上納仕、然上右之田畑下作仕候内ハ御年貢・諸公役・諸出米銀等相勤作り可申候、尤元銭返上納ハ不仕内ハ御返シ有間敷、元銭無違返済仕申候ハハ、無異儀御返シ被成候約速ニ御座候、」(傍点筆者)と述べている。

ついで、今度は六年を経過した嘉永三年(一八五〇)万蔵は先質地の請返料の拝借を村方三役をとおして鶴崎郡会所に願ひ出ている。

嘉永三年

上書  
関手永大平村零落立直ニ付質地請返料拝借地方引当坪付帳

二月  
東谷西田數拾枚 五拾八番  
一、下、田四畝貳拾七步  
大平村質地請返  
本方 万蔵

高九斗九升九合六勺

此錢老貫目  
西谷浜ノ上畑壹枚 七番  
一、下、畑壹畝貳拾七步  
右同断  
御郡方新地  
同人

高五升七合

此錢六百目  
東谷西畑數五枚 三百九番  
一、畑貳畝六步  
右同断  
地推新野開  
同人

此錢六百目

田畑畝合九畝

錢合貳貫貳百目

右者今度当村万蔵儀零落為立直質地請返料拝借奉願候分、引当地方見図帳・名寄帳を以御見分被仰付候通相違無御座、則  
坪付帳御達申上候、以上、

嘉永三年二月

関手永大平村頭百姓  
弥兵衛

同村横目  
德左衛門

同村庄屋  
大平三郎右衛門

(関手永惣庄屋)

(郡代岡松宰助殿)

(郡代下川房次郎殿)

(郡代手付横目左衛門殿  
宮崎喜左衛門殿)

(郡根取<sup>マ</sup>)  
宇野一郎右衛門殿  
(郡代)  
吉田平之助殿

右史料によると、万蔵は去る天保十五年の拝借願い出のとき質入れした質地と全く同一の物件をもとに、質地請返料の銭式貫貳百目の拝借を請うているわけである。これで万蔵は会所より二重の借金をしようとしていることになる。

庄屋をはじめ村方三役の責任においてなされた万蔵の質地請返料の拝借願いは、後日ようやく達成をみている。すなわち、同じ嘉永三年の三月十九日には村庄屋大平三郎右衛門が要求額の銭式貫貳百目を、壹貫目につき月六朱の利銭で受取っているからである。<sup>(4)</sup>

これよりさき、万蔵たちは親類・五人組の代表者と共同で「親類・五人組連印之御請書」を鶴崎郡会所に提出していたが、その中に「此節之拝借錢月ニ六朱之利銭御究引当地方御買上被仰付、式拾ヶ年方内者元利返納不仕候得者地方御返不被下、利銭無滯上納仕候得者廿ヶ年目ニ是廿ヶ年地代半方捨被下半銭返納ニ而地方可返被下御究ニ而、直ニ私共<sup>五</sup>下作被仰付勞難有奉存候、然上者豊凶之無差別御究之利銭一ヶ年ニ銭壹貫目ニ付七拾式匁之当りを以、年々十一月限御年貢一同上納可仕候、……此節受返被仰付候地面引当差出候分者官田之名儀御記被下、官田之取扱被仰付候」とあるから、これがその際万蔵たちに課せられた負債にかかわる条件であつたわけである。

郡会所が万蔵たちに融通した銭、「一ヶ年ニ銭壹貫目ニ付七拾式匁(文)」の利銭は相当の輕利であつただけに、拝借主万蔵たちをはじめ彼等の親類・五人組のその後課せられた責任はおもく「今度零落為立直難有御仁恵を以官銭拝借被仰付候付、成立筋精：御教諭之趣夫：奉存其意候、且又稟書を以申上候通零落立直候様重畳差者多<sup>(六七)</sup>リ農業其外手嫁等無怠懈出精仕、往々成立功驗相見<sup>江</sup>候様相働可申候、万一相背候もの<sup>茂</sup>有之候ハハ親類・五人組方心を付異見を加、不相改もの者村庄屋<sup>江</sup>申達如何様之越度<sup>ニ茂</sup>可被仰付候」(前掲『親類・五人組連印之御請書』)であつた。

ところで、万蔵たちが「官錢拝借被仰付候」といつている官錢の中味であるが、「壹歩半方代利錢備之内より買入」<sup>(5)</sup>とあるから、郡会所は享和四年（一八〇四）藩主斉效のとき定めた一步半米の代利錢のなかから零落者に対し貸付したものと考えられる。

以上、万蔵の場合を中心に「大平村零落立直」なるものの実態をみてきたわけであるが、こうした事態は幕末期には頻発したようで、嘉永三年だけでも大平村二人をはじめ東木佐上村五人、田浦村五人の小前百姓が同じ零落の憂目にあい、いづれも官錢の拝借を願っている。

こうしたことから、元来不作の償いとして定められたといわれる肥後領のへ一步半米<sup>(6)</sup>は、これが農民の実質上の負担になったことは確かであろうが、また一面社会救済的機能をはたしたともいえるのではなからうか。

注(1)「久細録」

(2)同右

(3)同右

(4) 覚

一、錢貳貫貳百目

右者六朱拝借地方御買上代錢御渡被下、慥ニ受取申候、以上、

大平村庄屋

嘉永三年戊三月十九日

大平三郎右衛門

岡松宰助殿

（「大平文書」）

(5)安政二年大平村の吉兵衛など四人が同じく質地請返料の拝借を願う出るが、その際鶴崎御郡代中から岡松作右衛門・手付横目役中に宛てた文書

おわりに

三年ほど前から古文書の勉強をはじめ、最近は休みを利用してその探索にかけつりまわっているが、ここに掲げた史料はすべてそのときのものである。

とにかく郷土の歴史を知りたい、近世肥後領の研究をしたいということからはじめたこの著述は筆者にとって初めての試みである。

それだけに内容の貧弱さは蔽うべくもないが、あえてここに稿をおこした次第である。

願わくは先輩諸氏の諸般にわたる御指摘を得られれば幸甚である。

(北海郡佐賀関町神崎 佐賀関町立一尺屋中学校教諭)